◎障害のある児童及び生徒のための教

科用特定図書等の普及の促進等に関

する法律

(平成二〇年六月一八日法律第八一号)(参)

提案理由(平成二〇年六月六日・参議院本会議)

説明申し上げます。 ○関口昌一君 ただいま議題となりました法律案につきまし

進しようとするものであります。性の有無にかかわらず、十分な教育が受けられる学校教育を推け、その普及促進等を図るとともに、児童生徒が障害などの特り、拡大教科書や点字教科書等を教科用特定図書等と位置付り、拡大教科書に戻める教育の機会均等の趣旨にのっと本法律案は、憲法に定める教育の機会均等の趣旨にのっと

な措置を講ずることとし、教科書発行者は、その発行する検定第一に、国は、教科用特定図書等の普及促進等に関して必要以下、本法律案の概要について御説明申し上げます。

おります。
教科用図書等について適切な配慮をするよう努めることとして

第二に、教科書発行者に対し、検定教科用図書等の電子デー

タを文部科学大臣等に提供することを義務付け、

その電子デー

おります。

また、文部科学大臣は、教科用特定図書等について標準的な

なお、国は、教科書発行者に助言等必要な援助を行うことと準教科用特定図書等の発行に努めることとしております。規格を定めて公表し、教科書発行者は、この規格に適合した標

書等に関する調査研究等を推進することとしております。するとともに、発達障害等の児童生徒が使用する教科用特定図

者は、各学校の校長を通じて児童生徒に給与することとしておは、小中学校の設置者に教科用特定図書等を無償給付し、設置等を使用することができるよう必要な配慮をするとともに、国等を使用することができるよう必要な配慮をするとともに、国第三に、小中学校の通常学級及び高等学校においては、障害

所要の措置を講ずることとしております。び特別支援学校の児童生徒への援助の在り方について検討し、退後に、国は、高等学校における教科用拡大図書等の普及及

ります。

囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度にお なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範

ر ح ر

いて使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適

以上が本法律案の趣旨及び主な内容であります。

本法律案は、文教科学委員会において全会一致をもっ

用することとしております。

て委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。 何とぞ速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し

二、衆議院文部科学委員長報告(平成二〇年六月一〇日)

上げます。 て、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し ○佐藤茂樹君 ただいま議題となりました法律案につきまし

ことができる学校教育の推進を図るものであり、その主な内容 の他の特性の有無にかかわらず児童生徒が十分な教育を受ける 童生徒に配慮した教科書等の普及促進等を図り、もって障害そ 本案は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害等のある児

な措置を講じることとするとともに、教科書発行者は、その発

国は、教科用特定図書等の普及促進等のために必要

は、次のとおりであります。

第一に、

行する検定教科用図書等について適切な配慮をするよう努める

文部科学大臣等に提供するものとし、 第二に、教科書発行者は、検定教科用図書等の電子データを 文部科学大臣等は、

るものとすること、 な規格を定め、教科書発行者は、 用特定図書等を発行する者に当該データを提供することができ 第三に、文部科学大臣は、教科用特定図書等について標準的 当該規格に適合した教科用特

者に無償給付し、各学校の校長を通じて視覚障害その他の障害 定図書等の発行に努めること、 第四に、教科用特定図書等について、国は、小中学校の設置

のある児童生徒に給与すること

などであります。

取した後、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり され、本日関口参議院文教科学委員長から提案理由の説明を聴

本案は、参議院提出に係るもので、去る六日本委員会に付託

可決すべきものと議決した次第であります。 なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年六月一〇日)

事項について特段の配慮をすべきである。特定図書等の普及の促進等に関する法律の施行に当たり、次の特定図書等の普及の促進等に関する法律の施行に当たり、次の政府及び関係者は、障害のある児童及び生徒のための教科用

ののことは、教科書発行者による拡大教科書等の発行が重要でためには、教科書発行者による拡大教科書等の発行が重要で一一拡大教科書等の供給・普及の促進という国の責務を果たす

な措置を講ずること。あることにかんがみ、その発行が一層促進されるよう、必要あることにかんがみ、その発行が一層促進されるよう、必要ためには、教科書発行者による拡大教科書等の発行が重要で

を講ずること。 タルデータが適切に管理・活用されるよう、必要な支援措置タルデータが適切に管理・活用されるよう、必要な支援措置ては、その提供が円滑に行われるとともに、提供されたデジニ 教科書発行者からの教科書のデジタルデータの提供につい

適切な支援措置を講ずること。い勝手のよいデジタルデータが提供されるよう、政府としてい勝手のよいデジタルデータが提供されるよう、政府として使

措置を講ずること。

開発に努めること。 校教育の推進のため、教科書をはじめ、教材、教具の研究と三 障害のある児童生徒が十分な教育を受けることができる学

査研究を推進すること。教科書や電子教材が開発されることとなるよう、継続的に調 表が障害の有無や程度にかかわらず、快適に利用できる電子四 将来の教科書や教材のデジタル化に備え、すべての児童生

に給与されるよう、適切な措置を講ずること。対して、必要となる検定教科書及び教科用特定図書等が確実五 無償給与の実施に当たっては、障害のある児童及び生徒に

結果に基づいて適切な措置を講ずること。自己負担の軽減など必要な具体的支援について検討し、そのの普及の在り方の検討に当たっては、拡大教科書等購入費の

六 高等学校において障害のある生徒が使用する拡大教科書等

結果に基づいて必要な措置を講ずること。は、幼稚部及び高等部専攻科の支援策を含めて検討し、その

七

特別支援学校における就学援助の在り方の検討に当たって

購入費の自己負担の軽減が図られるよう、すみやかに必要な八 特別支援学校高等部専攻科において、いわゆる音声教科書結果に基づいて必要な措置を講ずること。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。